

藤沢市公共工事等受注希望募集型競争入札参加者募集要項

この募集要項（以下「要項」という。）は、別紙募集一覧表（委託－電子入札）（以下「一覧表」という。）に掲げる業務（以下「本業務」という。）に係る受注希望募集型競争入札（以下「入札」という。）について、入札方法、入札参加資格その他の必要な事項を定めるものです。

1 入札方法

この入札は、かながわ電子入札共同システム（以下「システム」という。）を利用して行う電子入札の方法により執行します。

2 入札参加資格

次の(1)に掲げる要件及び一覧表の入札参加資格要件（個別要件）をすべて満たし、かつ、(2)の手続により指名通知書を受けた者であることを要します。

(1) 入札参加資格要件（共通要件）

| | |
|-------------------|---|
| 資格認定 | <p>一覧表記載の募集日（以下「募集日」という。）の前日において、システムによる令和元・2年度競争入札参加資格者認定（以下「認定」という。）について、一覧表記載の発注種目で藤沢市長から有効期間内の認定を受けていること。</p> <p>また、委任を受けた支店若しくは営業所を有することを資格要件とした場合は、受任者として認定を受けていること。</p> |
| 指名停止 | <p>募集日において、本市の指名停止を受けていないこと。</p> <p>ただし、募集日後から開札日までの間に本市の指名停止を受けた場合は、指名を取り消します。</p> |
| 暴力団員等及び暴力団経営支配法人等 | <p>募集日において、個人にあつては、藤沢市暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条に規定する暴力団員等ではないこと。法人にあつては、暴力団経営支配法人等ではないこと。</p> <p>ただし、募集日後から落札者の決定日までの間に当該事実が判明した場合には、指名を取り消します。</p> |
| 更生手続等 | <p>募集日において、</p> <p>① 更生手続開始の申立て及び再生手続開始の申立てがないこと。</p> <p>② ①の申立てがある場合は、更生手続開始の決定若しくは再生手続開始の決定を受けて藤沢市長から再度認定されていること。</p> <p>ただし、募集日後から落札者の決定日までの間に当該申立てがあった者については、指名を取り消します。</p> |
| 市税の完納 | <p>募集日において、藤沢市税に滞納がないこと。</p> |

(2) 入札参加申請等

| | |
|----------|---|
| 参加申請の方法 | 受注希望募集型競争入札参加申請書として「参加表明書」を、一覧表記載の受付期間内に、システムにより提出してください。 |
| 調書等の提出方法 | 一覧表の入札参加資格要件（個別要件）に掲げる「工事等施工実績調書」、「配置予定技術者調書」及びその他必要な添付書類（以下「調書等」という。）の提出を要する場合は、一覧表記載の受付期間内及び方法により、調書等を契約課へ提出してください。（調書内で特に指示のある場合を除いて、入札権限を有する者の印を押印していない調書は無効となります。） |
| 指名通知書 | 申請者のうち入札参加資格を有する者には、一覧表記載の日時までに指名通知書をシステムにより発行します。 なお、入札参加資格のない者には、非指名通知書をシステムにより発行します。 |

3 設計図書

入札参加申請をしようとする者又は同申請をした者は、次のいずれかの方法により、本業務に係る設計図書の内容を確認してください。

| | |
|--------|--|
| 購入 | 一覧表記載の販売期間（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）の午前9時から午後4時まで（ただし、最終日は、正午まで）に一覧表記載の販売場所で購入する。 なお、購入に際しては、電話での予約が必要です。 設計図書は、紙又はCD-R(*)による販売となります。予約時にどちらかを選択してください。 予約後のキャンセルはできませんのでご注意ください。 |
| 閲覧 | 一覧表記載の閲覧期間（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで（ただし、最終日は、正午まで）に契約課で閲覧してください。 (コピー不可) |
| ダウンロード | システムの入札情報サービス—藤沢市—入札公告(一般委託)の本業務に係る添付書類からダウンロードしてください。（一覧表に可否を記載してあります。） システムのトップページ http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/ |

(*) 電子データ仕様は、入力解像度400dpi、保存形式PDFバージョン1.4以上

4 入開札

| 開札日時及び場所 | 一覧表記載のとおり |
|----------|--|
| 入札方法等 | <p>① 入札書は、一覧表記載の受付開始日時から受付締切日時までの間に、システムにより提出してください。辞退をする場合は、辞退届をシステムにより提出してください。（理由も入力してください。）</p> <p>注：指定された入札方法以外の方法で提出されたものは無効とします。また、受付締切日時までに未到達（不着）の場合は、辞退と同様の取扱いとします。</p> <p>② 入札額内訳書の提出を要する場合は、①の受付締切日時までに一覧表記載の方法により提出してください。（一覧表に要・不要を記載してあります。）</p> <p>注：入札額内訳書を要する入札で、入札書に入札額内訳書が添付されていない入札、入札金額と入札額内訳書の金額に相違がある入札、入札額内訳書の計算に誤りがある入札、入札額内訳書に記名のない入札は無効とします。</p> <p>③ 落札決定に当たっては、入札金額に消費税額及び地方消費税額に相当する金額を加算した金額を落札金額としますので、入札金額は、消費税額及び地方消費税額に相当する金額を<u>含まない金額</u>とします。</p> <p>④ 入札執行回数は、原則として1回としますが、開札の結果、予定価格の範囲内（最低制限価格以上）の入札がないときは、再度入札を1回行います。その場合はシステムにより再入札通知書を発行します。なお、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者又は1回目の入札で失格となった者は再度入札に参加することができません。再度入札の入札書締切日時等は再入札通知書に記載します。</p> <p>注：最低制限価格を設定している場合、最低制限価格未満の価格による入札は失格とします。</p> |
| 入札の無効 | <p>① この要項に示した入札参加資格に掲げる要件を満たさない者の行った入札</p> <p>② 参加表明書及び調書等に、虚偽の記載をした者の行った入札</p> <p>③ システムの利用規約、電子入札運用基準、藤沢市契約規則及び関係要綱・要領に違反した入札</p> <p>以上の入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消します。</p> |
| 入札保証金 | 入札保証金の納付を要する者には、別途通知します。 |
| 談合情報等 | この入札において、談合その他不正行為に関する情報があった場合には、入札の執行を中止し、又は事前抽選くじ入札（入札執行前に抽選をすることにより入札参加者を減じ、その後に行う入札）とすることがあります。なお、抽選方法等については、その都度決定します。 |

5 入札金額

一覧表記載の入札金額の特記事項については、次に掲げる場合の区分に応じた入札金額を記載してください。

- (1) 総価の場合 入札書に総価を記載
- (2) 単価の場合 入札書に単位当り単価を記載
- (3) 総価及び単位当り単価の場合 入札書に総価を記載し、入札額内訳書に内訳の各項目に該当する単位当り単価及び各項目の該当数量に各単価を乗じて算出した額を記載（入札額内訳書に記載した各項目の該当数量に各単価を乗じて算出した額の合計金額と入札書に記載した総価に相違がある入札は、無効とします。）

6 その他の特記事項

(1) 支払い方法

この入札に係る契約の請負代金の支払い方法については、本業務に係る設計図書に記載のとおりです。

(2) 入札の中止等

談合その他不正行為に関する情報やその他特別な事情により、この入札を中止若しくは延期する場合がありますが、この場合に申請者が受けた損失については、本市は一切の補償を行いません。

(3) 契約手続

契約の締結に当たっては、契約書の作成が必要となりますので、開札後、落札者は速やかに業務担当課で手続をしてください。なお、契約書の作成に要する費用は、落札者の負担となります。

(4) 補則等

この要項に定めるもののほか、入札方法等については、システムの利用規約、電子入札運用基準、藤沢市契約規則及び関係要綱・要領の定めるところによります。

(5) この入札についての問い合わせ先（調書等の提出先）

設計図書等に関する質問がある場合は、参加申請書の受付期間内に契約課へ連絡してください。

※参加申請書の受付締切日時を経過した後に提出された質問には回答できません。

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1

藤沢市財務部契約課 工事契約担当

電話番号 0466-25-1111（内線2361）

FAX番号 0466-50-8406

7 落札保留について

(1) 疑義申立及び入札額について

開札後直ちに落札決定をせず、疑義申立期間中は落札を保留し、電子入札システム中、入札状況一覧に落札保留した旨と予定価格以下で最低制限価格以上のうち、一番低い額（税抜）を明示しますので確認してください。

(2) 疑義申立について

設計書を確認しなければ判明しない事項を疑義申立の対象とし、一覧表記載の期日までを「疑義申立期間」とします。

入札書を提出した者にのみ、疑義申立期間に契約課において金入り設計書を公表します。確認を希望する者は、契約課ホームページに掲示している「金額入り設計書確認請求書」を提出し、自社で積算したことのわかる「(入札額)内訳書」又は「見積明細書」等、及び、「会社の身分証明書（社員証）」又は「社名の入った健康保険証」等の提示で入札参加者であることを証明したうえ、設計書の確認ができます。確認後、設計内容に疑義を申し立てるときは、契約課ホームページに掲示している「内訳確認申出書」を疑義申立期間中に、契約課に提出してください。

疑義申立があった場合は、「工事等請負契約の入札に係る積算疑義申立て手続に関する取扱要綱」の定めるところによります。

(3) 疑義申立期間終了後の落札者の決定について

疑義申立が無い場合は、疑義申立期間の翌日（土日祝日の場合、その翌日）までに落札決定しますので、落札者はシステムで落札者決定通知を確認後、速やかに契約課で契約手続をしてください。

以 上

第15号様式

印紙

業務委託契約書

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|--------|---|---|--|--|--|--|--|
| 業務の名称 | 業務委託 | | | | | | | | | |
| 業務の内容 | | | | | | | | | | |
| 業務の場所 又は施設名称 | | | | | | | | | | |
| 履行期間 | 着手期日 | 年 | (令和 年) | 月 | 日 | | | | | |
| | 完了期限 | 年 | (令和 年) | 月 | 日 | | | | | |
| 契約金額 | | | | | | | | | | |
| | うち消費税及び 地方消費税の額 | | | | | | | | | |
| 支払方法 | <input type="checkbox"/> 部分払 (回、別紙内訳書のとおり) <input type="checkbox"/> 完了払 | | | | | | | | | |
| 支払場所 | 藤沢市指定金融機関市役所内派出所 | | | | | | | | | |
| 契約保証金 <small>(契約金額の 1/10 以上)</small> | <input type="checkbox"/> 現金 (円) <input type="checkbox"/> 有価証券 <input type="checkbox"/> 契約規則第28条第2項第 号の規定により免除 | | | | | | | | | |

上記の業務委託について、委託者と受託者は、藤沢市契約規則（昭和37年藤沢市規則第46号。以下「規則」という。）を遵守の上、各々の対等の立場における合意に基づいて、別記の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

委託者 住所 藤沢市朝日町1番地の1
藤沢市
氏名 藤沢市長 鈴木恒夫 ⑩

受託者 住所
氏名 ⑩

(総則)

第1条 委託者及び受託者は、頭書記載の業務（以下「業務」という。）の委託契約に関し、この契約書に定めるもののほか、別紙の設計書、仕様書及び図面等（以下これらを「設計図書」という。）に従いこれを履行しなければならない。

2 設計図書に明記されていない事項については、委託者及び受託者が協議して定める。

(業務計画表等の提出)

第2条 受託者は、設計図書に基づき、業務計画表、業務代金内訳書その他委託者の指示する書類（以下この条において「業務計画表等」という。）を作成し、この契約の締結の日から7日以内に、委託者に提出しなければならない。ただし、委託者が必要でないと認めた場合はこの限りでない。

2 委託者は、前項の規定により提出された業務計画表等を審査し、不相当と認められるものがあるときは、期限を指定して補正させるものとし、受託者はこれに応じなければならない。

(業務の着手)

第3条 受託者は、この契約締結の日から起算して7日以内に業務に着手しなければならない。

(業務責任者等の届出)

第4条 受託者は、業務責任者及び担当者（以下「責任者等」という。）を定め、業務の着手日までに書面により委託者に通知するものとする。

2 業務責任者は、委託者の命じた職員の指示に従い、業務に関する一切の事項を処理しなければならない。

3 委託者は、業務の執行上、責任者等が不相当であると認めるときは、その理由を明示して受託者に責任者等の変更を求めることができる。

4 受託者は、業務の途中で責任者等を変更した場合は、速やかに書面により委託者に通知するものとする。

(契約保証金)

第5条 受託者は、この契約の締結と同時に契約保証金（契約保証金に代わる担保を含む。以下同じ。）を委託者に納付しなければならない。ただし、免除の場合はこの限りでない。

2 前項の契約保証金は、損害賠償の予定若しくはその一部又は解約手付けとしない。

3 委託者は、受託者が業務の履行を完了したときは速やかに契約保証金を受託者に返還しなければならない。

4 契約保証金には利息を付さない。

5 第26条の規定により契約を解除したときは、契約保証金は第28条の違約金の一部に充当する。

(権利義務の譲渡等の制限)

第6条 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させてはならない。ただし、委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

(再委託の禁止)

第7条 受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し又は請負わせてはならない。ただし、一部でかつ、業務の主要な部分を除き、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

(秘密保護の義務)

第8条 受託者及び責任者等は、業務の実施に際して知り得た事実を他人に漏らしてはならない。この契約終了後又は契約解除後においても同様とする。

(成果品の帰属)

第9条 受託者が業務により作成した成果品の著作権及び所有権は、委託者に帰属するものとする。ただし、委託者及び受託者の協議により、別に定めた場合はこの限りでない。

(成果品の利用の禁止)

第10条 受託者は、業務により作成された成果品を自ら利用し、又は第三者に利用させてはならない。

(目的外使用及び第三者への提供の禁止)

第11条 受託者は、契約目的物を業務の履行以外の用途に使用し、又は第三者に提供してはならない。委託者が受託者に支給する物品(以下「支給品」という。)及び貸与する物品(以下「貸与品」という。)並びに業務の履行に関し作成された帳票、電子及び磁気その他の記録媒体に記録された情報(以下「データ」という。)においても同様とする。

(複写、複製等の禁止)

第12条 受託者は、契約目的物、支給品及び貸与品並びにデータを委託者の承認を得ないで、複写又は複製してはならない。

(管理義務)

第13条 受託者は、業務の着手から完了に至るまで、その業務全体の管理及び使用人等の行為についてすべての責任を負わなければならない。

2 受託者は、業務に係る個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法律」という。）及び藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。）の本旨に従い、適正に取り扱わなければならない。

3 受託者は、支給品、貸与品、データ、及び業務の履行において作成されるコンピュータプログラム関係物品等（以下「中間資料」という。）の授受、処理、保管その他の管理にあつては、漏洩、滅失、毀損等を防止し、その適正な管理を図らねばならない。

(報告及び調査)

第14条 委託者は、必要と認めるときは、業務の履行状況について報告を求め又は実地に調査を行うことができる。

(支給品、貸与品等の引渡、保管及び返還)

第15条 支給品及び貸与品の引渡時期及び引渡場所は、仕様書等に定めるところによる。

2 受託者は、前項の規定により、支給品又は貸与品の引渡しを受けたときは、遅滞なく委託者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

3 受託者は、この契約が完了したとき若しくは契約を解除された場合又は業務を変更された場合は、中間資料等を委託者に返還若しくは提出しなければならない。

4 前項の場合において、受託者が正当な理由なく委託者が指定した期限内に中間資料等を返還若しくは提出しないときは、委託者は受託者に代わって当該中間資料等を回収することができる。この場合において、受託者は委託者の回収に異議を申し出ることができないものとし、委託者の回収に要した費用を負担しなければならない。

5 受託者は、故意又は過失により、支給品、貸与品及びデータ等を滅失又は棄損し、その返還若しくは提出が不可能となったときは、委託者の指定するところにより代品を納め若しくは原状に復し又は代品の納入若しくは原状回復とともに損害を賠償しなければならない。

(仕様書等不適合の場合の指示)

第16条 委託者は、業務が仕様書等の定めるところに適合しないと認めるときは、

受託者に対し、これに適合するよう指示することができる。この場合において、契約金額を増額し又は履行期間を延長することはできない。

(臨機の措置)

第17条 受託者は、業務の履行において、災害の防止その他緊急の必要があるときは、臨機の措置をとるとともに、直ちに書面により委託者に通知し、委託者の指示に従わなければならない。

(事故発生の報告)

第18条 受託者は、契約目的物の引渡し前に当該契約目的物、支給品、貸与品、並びに業務の遂行により作成される資料等に火災、盗難等の事故が生じたときは、直ちに書面により委託者に通知し、委託者の指示に従わなければならない。

(損害の負担)

第19条 受託者は、業務の履行上発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)については、委託者から必要な指示を受け、自己の責任において処理し損害を負担しなければならない。ただし、その損害が委託者の責任に帰する理由による場合においては、この限りでない。

(契約の変更、中止等)

第20条 委託者は、必要がある場合には、業務の内容を変更し、業務を一時中止し、又は履行期間の伸縮をすることができる。

2 前項の規定による業務の変更等により、契約金額を変更する必要がある場合は、変更前の契約金額を設計金額で除しこれに変更後の設計金額を乗じて算出した額、又は第2条の規定による業務代金内訳書の単価によって算出した額によることができる。

3 第1項の場合において、受託者が著しい損害を受けたときは、委託者はその損害を賠償しなければならない。

(履行期間の延長)

第21条 受託者は、天災その他の不可抗力による理由により完了期限までに業務を完了することができないときは、委託者に対し、遅滞なくその理由を記した書面により、履行期間の延長を請求することができる。この場合における延長日数は委託者及び受託者が協議して定める。

(検査及び引渡)

第22条 受託者は、業務を完了したときは、遅滞なく委託者に対して業務完了の届を提出しなければならない。

- 2 委託者は、前項の業務委託完了届の提出のあった日から起算して10日以内に当該目的物について検査を行わなければならない。
- 3 前項の検査の結果不合格となり、業務の内容について補正を命ぜられたときは、受託者は遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。この補正に係る費用は受託者の負担とする。
- 4 受託者は、第2項又は前項の検査に合格したときは、業務の内容が役務の提供である場合を除き、その目的物を委託者に引渡さなければならない。

(契約金額の支払)

第23条 受託者は、前条の規定による検査に合格したとき（目的物の引渡しを要する場合にあっては引渡しを終了したとき。）は、所定の手続きに従って速やかに契約金額の支払いを請求するものとする。

- 2 委託者は、前項の請求があったときは、その日から起算して30日以内に契約金額を支払うものとし、契約保証金がある場合は、還付するものとする。

(部分払)

第24条 受託者は、業務の完了前に、履行済部分に相当する契約金額について部分払を請求することができる。ただし、部分払をしないと定めたときはこの限りでない。

- 2 受託者は、部分払いを請求しようとする場合には、当該請求に係る履行済部分について、業務委託(部分)完了届を提出し、委託者の検査を受けなければならない。
- 3 受託者は、前項の規定による検査に合格したときは、所定の手続きに従って速やかに部分払の請求をするものとする。
- 4 委託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求を受けた日から起算して30日以内に受託者に部分払金を支払うものとする。

(履行遅延の場合における違約金)

第25条 受託者の責めに帰すべき理由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、履行期間経過後の相当期間内に完了する見込みのあるときは、委託者は、受託者に業務を継続させることができる。

- 2 前項の場合において、委託者は、遅延日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する金額を違約金とし受託者から徴収するものとする。

(委託者の契約解除権)

第26条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間

を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 履行期間内又は完了期限経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (2) 正当な理由がないにもかかわらず、業務に着手すべき時期を過ぎても、業務に着手しないとき。
- (3) 契約不履行のおそれがあると認められるとき。
- (4) この契約の規定に違反したとき。

2 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。

- (1) 業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (2) 受託者が業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 業務の一部の履行が不能である場合又は受託者が業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 業務の性質等により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受託者が業務の履行をせず、委託者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 法律第42条の規定による勧告又は命令に従わなかったとき。
- (7) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当するとき。
- (8) 業務の履行において、必要な許可、免許、登録、認定又は各種の資格が取消され又は抹消されたとき、又は必要な基準に満たなくなったとき。
- (9) 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ）が、集団的に、計画的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。
- (10) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実

質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。

(11) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(12) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(13) 受託者の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。

(14) 第9号から第13号に規定する行為を行う者であると知りながら、その者と下請け契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約を締結したとき。

3 前2項により、契約の解除を行い、受託者が損害を受けても、市長は、その責任を負わない。

第26条の2 委託者は、契約を解除したときは、業務の履行済部分（部分払の対象となった部分は除く。）を検査の上、当該検査に合格した部分に相当する契約金額を受託者に支払うものとする。

（受託者の契約解除権）

第27条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 業務の内容の変更により、契約金額が当初の額の3分の2以上減少したとき。

(2) 業務の中止期間が履行期間の3分の2以上となったとき。

(3) 委託者がこの契約に違反し、その違反によって業務を完了することが不可能となったとき。

2 第26条の2の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

（契約解除による違約金）

第28条 第26条の規定により契約を解除した場合において、委託者は契約金額の10分の1に相当する額の違約金を受託者に請求することができる。ただし、受託者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、この限りではない。

2 前項の場合において、契約保証金があるときは、これを違約金の一部に充当するものとし、受託者が委託者から支払いを受けるべき金額があるときは、これを

差引くことができるものとする。

(談合その他不正行為に対する賠償金の徴収)

第29条 委託者は、受託者がこの契約について次の各号のいずれかに該当するときは、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を徴収するものとする。ただし、委託者が賠償金を請求することが適当でないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下この項において「独占禁止法」という。)第3条の規定により禁止される不当な取引制限を行ったとして独占禁止法第7条第1項又は第2項の規定による排除措置命令を受け、独占禁止法第61条第2項の規定により当該命令の効力が生じたとき(当該命令に係る行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第1項に規定する抗告訴訟を提起した場合は、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。次号において同じ。)
- (2) 独占禁止法第3条の規定により禁止される不当な取引制限を行ったとして独占禁止法第7条の2第1項の規定により納付命令を受け、独占禁止法第62条第2項の規定により当該命令の効力が生じたとき。
- (3) 受託者(法人の場合にあっては、その役員又は使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定に違反し、同条の規定による刑が確定したとき。

2 前項本文の規定は、実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、超過分につき賠償を請求することを妨げない。

3 前2項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。

(契約の費用)

第30条 この契約の締結に関して必要な費用は、受託者の負担とする。

(疑義の決定)

第31条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、委託者及び受託者が協議のうえ決定するものとする。

(裁判管轄)

第32条 この契約に関する訴えの管轄は、横浜地方裁判所とする。